



NO. 98 (通号 189 号)
平成28年5月号



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

新聞の定期購読契約は途中でやめられる？

《相談内容》

訪問販売で新聞購読契約をしたが、夫がどうしても読みたくないというのでやめたい。取扱店に言ったが取消はできないと言われた。契約時、今年の1月から1年間のことになっており、契約時にはトースターや入浴剤をもらっている。取扱店に話すと後日話をしに来るというので、その前に情報を得たいと思った。(50歳代 女性)

《アドバイス》

訪問販売で契約した場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできますが、その期間を過ぎると一方的な解約はできないので、中途解約をお願いするように話しました。

新聞の訪問販売に関する契約トラブルについては、多くの相談が寄せられています。中でも、契約に関しては、長期間にわたる契約や、申し込みをしてから数年後に購読が始まる契約、他の新聞社との購読契約中にその後の契約を結ばせるなどのケースが目立ちます。解約に関しては、解約を申し出た時に販売店から契約時に渡された高額な景品の代金を請求されたり、新品を買って返すように言われたりするケースが多数みられます。訪問販売での新聞の購読契約は、次の点に十分注意して慎重に行いましょう。

- ・高額な景品は受け取らず、景品につられて契約しないようにしましょう
- ・長期間の契約や、申し込みをしてから数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう
- ・「いつでも解約できる」などと勧誘されても、セールストークだけをうのみにせず、購読契約書の内容をよく確認しましょう
- ・望まない契約をしてしまっても契約書面を受け取って8日間はクーリング・オフができます
- ・トラブルになったときのために、購読契約書の控えは必ず保管しておきましょう



生活情報ファイル

遊具で大けが！注意して遊びましょう

体を動かして遊ぶことは子供の心身の発育に重要であり、遊具での遊びもその大切な一部ですが、一方で遊具の使用中に高いところから転落して骨折するなど、重とくな事故が起こっています。子供が遊具で遊ぶ際は、十分注意しましょう。

- ・子供が遊具を使っているときは、大人は目を離さないようにしましょう。
- ・滑り台を反対側から登る、柵を乗り越えるなど、本来の遊び方と違う使い方をさせない、遊具の対象年齢を守るなど、正しい使い方を子供に教えましょう。
- ・屋外の遊具では、夏には表面の温度が非常に高くなったり、雨に濡れた場合は滑りやすくなったりするものもあります。天候にも注意しましょう。
- ・遊具の不具合や破損を見つけたら、使用しないで管理者に連絡しましょう。

試してみよう、消費者力！第2回（平成28年度）

Q 衣類をクリーニングに出すときの注意点について述べた文のうち、正しいものはどれか選
びなさい。

- 1 組成表示、取扱い絵表示を確認し、仕上がり後は薬品臭が消えたころ取りに行く。
- 2 スーツやアンサンブル、共布ベルトなどの付属品はいっしょに出し、セットだと伝える。
- 3 シミの原因などを伝える必要はなく、異常があったらすぐに申し出て話し合う。
- 4 でき上がり日を確認して早めに取りに行き、汚れないようにポリ袋のまま保管する。

【第12回消費者力検定（平成27年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

投資や利殖をうたう仮想通貨の勧誘トラブルが増加

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨をめぐり、投資や利殖をうたってその購入や契約を勧める勧誘トラブルが高齢者を中心に増加しています。仮想通貨は、資金移動や決済手段として利用されていますが、その種類には様々なものがあり、取引相場の価格変動リスクなどを伴います。しかし、相談事例では、仮想通貨の取引価格が将来必ず値上がりするかなのような事実と異なる説明が行われ、こうした説明をうのみにした消費者が、仮想通貨の価格変動リスクを十分に理解せず契約しているケースが目立っています。

【事例】インターネットも使っていないのに「今よりも数十倍に値上がりする」と言われて仮想通貨の購入代金を支払った

業者から自宅に「よい商品があるので説明させてほしい」と電話がかかってきたので来訪してもらったところ、担当者から「仮想通貨を買わないか。世界共通の電子マネーで、今後普及すればするほど値上がりする」と勧誘を受けた。

担当者からは「今年末には今よりも数十倍に値上がりする」などと言われたので、購入することにし、契約後に約300万円を業者に手渡した。ログイン名やパスワードを作ったが、自分はインターネットを使っていないし、家族にも止められた。業者に返金を求めたが拒否された。不審なので解約して返金してほしい。

（80歳代 男性）

★「将来必ず値上がりする」などと説明されてもうのみにせず、リスクが十分に理解できなければ契約しないでください。

★契約するつもりがなければはっきりと断ってください。

★「仮想通貨を代わりに買ってくれば高値で買い取る」などといった不審な電話はすぐに切ってください。

★困ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

国民生活センター 2016年2月18日発表情報から

「試してみよう、消費者力！第2回」解答と解説⇒クリーニングに出すときは、取扱い絵表示などを確認しシミの原因や付属品、セットは店側に伝える。仕上がり後はできるだけ早く取りに行き、仕上がりを確認する。ポリ袋はすぐに取り外し、風を通すこと。カビや残留溶剤など皮膚障害や変色の原因物質を軽減できる。異常があればすぐに店に申し出る。（正解—2）

発行元：広島県 環境県民局 消費生活課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1 階 TEL 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX